

〔目 次〕

〇はじめに	…	1
I 本市の児童生徒の道徳性に関わる傾向		
1 本市児童に関わる傾向	…	2
2 本市生徒に関わる傾向	…	3
II 道徳の時間における指導		
1 学習指導過程の各段階における指導	…	4
2 「特別の教科 道徳」の趣旨を踏まえた指導例		
• 読み物教材中心の学習		
(小学校)	…	6
(中学校)	…	8
• 問題解決的な学習		
(小学校)	…	10
(中学校)	…	12
• 体験的な学習		
(小学校)	…	14
(中学校)	…	16
• いじめの問題への対応を図る学習		
(小学校)	…	18
(中学校)	…	20
III 「特別の教科 道徳」に関わるQ&A		
• 学習指導要領の一部改正による道徳教育の改善の方向性はどのようになっていますか？	…	22
• 「特別の教科 道徳」の目標は何ですか？	…	22
• 道徳性とは何ですか？	…	23
• 「道徳的判断力」, 「道徳的心情」, 「道徳的実践意欲と態度」とは何ですか？	…	23
• 「特別の教科 道徳」において, 内容項目はどのように変わりましたか？	…	24
• 新たに加えられた内容項目の指導の要点はどのようになっていますか？	…	24
• 「特別の教科 道徳」の指導の基本方針にはどのようなものがありますか？	…	25
• 各教科等と関連をもたせた指導はどのように行うと良いですか？	…	25
〇おわりに 作成協力者 引用・参考文献	…	26

はじめに

平成27年3月に学校教育法施行規則の一部が改正され、「道徳」が「特別の教科 道徳」とされるとともに、小学校、中学校及び特別支援学校小学部・中学部学習指導要領の一部改正が告示されました。今回の改正は、答えが1つではない道徳的な課題を一人一人の児童生徒が自分自身の問題として捉え、向き合う「考え、議論する道徳」へと転換を図るものであり、いじめの問題への対応の充実や、発達の段階をより一層踏まえた体系的なものとする観点からの内容の改善、問題解決的な学習を取り入れるなどの指導方法の工夫等を示しています。

また、小学校及び特別支援学校小学部では平成30年度から、中学校及び特別支援学校中学部では平成31年度から「特別の教科 道徳」が全面実施されることとなり、既に平成27年度から移行措置期間として、一部改正学習指導要領の趣旨を踏まえた取組が可能となっています。

そのため、旭川市教育委員会においては、道徳教育の要である道徳の時間の充実を図ることが重要であると考え、本指導資料を作成しました。また、作成に当たっては、児童生徒の実態を踏まえて重点的に指導する内容を明確にした上で道徳の時間の授業を構築することが、児童生徒の道徳性を養うために大切であると考えました。そこで、本指導資料では、本市児童生徒の道徳性に関わる実態把握を行い、その分析結果を基に指導例として取り上げる内容項目を選定しています。

各学校においては、これまでも児童生徒の道徳性を養うために、道徳の時間を要として学校のあらゆる教育活動を通じて道徳教育に取り組んでいただいていたところですが、「特別の教科 道徳」の全面実施に向けて、指導計画や指導方法の工夫等を通して、授業改善を図ることが求められています。

道徳の時間における指導の一層の充実に向け、本指導資料を積極的に活用していただくようお願いします。